

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に規定する書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号

株式会社ユナイテッドアローズ

吸収合併に関する事前開示事項

2019年12月20日

株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員 竹田 光広

当社は、2020年2月1日を効力発生日として、株式会社D e s i g n s（本店所在地：東京都赤坂八丁目1番19号）（以下「D e s i g n s」といいます。）を吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照ください。

2. 合併対価及びその割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

当社は、D e s i g n s の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して、その保有するD e s i g n s の株式に代わる金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

D e s i g n s は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ① 当社は、2019年10月25日にD e s i g n s を当社完全子会社とするに際して、D e s i g n s との間の2016年1月31日付極度額付金銭消費貸借契約（その後の変更を含みます。）に基づく貸付債権の全額を放棄しました。その結果、D e s i g n s の債務超過は解消しています。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第5号）

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

当社及びD e s i g n s の貸借対照表における資産の額及び負債の額については、いずれも資産の額が負債の額を上回っております。

また、本合併後においても、吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況について、吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、予測されていません。

よって、本合併により、吸収合併存続会社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙 1 吸収合併契約書

(別添のとおり)

吸収合併契約書

株式会社ユナイテッドアローズ（以下「甲」という。）と株式会社D e s i g n s（以下「乙」という。）は、両社の合併に関して次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号： 株式会社ユナイテッドアローズ
住所： 東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号： 株式会社D e s i g n s
住所： 東京都港区赤坂八丁目 1 番 19 号

第3条（本合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。

第5条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、2020 年 2 月 1 日とする。但し、必要があるときは、甲及び乙は協議して、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認、簡易合併、略式合併）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行うものとする。

第7条（契約の解除）

本契約の締結日から本合併の効力発生日までの間において、甲又は乙の資産又は経営の状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙は、本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併のために必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 11 月 6 日

甲：

東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 竹田 光広

乙：

東京都港区赤坂八丁目 1 番 19 号
株式会社D e s i g n s
代表取締役 田中 和安

別紙2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

(別添のとおり)

貸借対照表

(2019年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	351,183	流動負債	1,045,475
現金及び預金	10,142	買掛金	114,945
売掛金	10,105	短期借入金	895,399
商品	225,002	未払金	28,527
貯蔵品	45,321	賞与引当金	4,639
前払費用	4,317	その他	1,962
未収入金	42,154	固定負債	22,345
未収消費税	13,601	資産除去債務	22,345
その他	538		
固定資産	53,787	負債合計	1,067,820
有形固定資産	12,514	(純資産の部)	
建物及び構築物	10,419	株主資本	-662,849
器具備品	2,094	資本金	100,000
投資その他の資産	41,272	利益剰余金	-762,849
長期前払費用	806	その他利益剰余金	-762,849
差入保証金	40,466	繰越利益剰余金	-762,849
その他の投資等	0	純資産合計	-662,849
資産合計	404,970	負債純資産合計	404,970

損 益 計 算 書

2018 年 2 月 1 日から
2019 年 1 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		419,613
売上原価		263,393
売上総利益		156,220
販売費及び一般管理費		315,356
営業損失		159,135
営業外収益		
受取利息及び配当金	142	
為替差益	49	
その他	15	207
営業外費用		
支払利息	2,514	
その他	333	2,848
経常損失		161,776
特別損失		
固定資産処分損	3,128	3,128
税引前当期純損失		164,904
法人税等	223	223
当期純損失		165,127

株主資本等変動計算書

(2018 年 2 月 1 日から 2019 年 1 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
前期末残高	100,000	△ 597,722	△ 497,722	△ 497,722
事業年度中の変動額				
当期純損失		△ 165,127	△ 165,127	△ 165,127
事業年度中の変動額合計	-	△ 165,127	△ 165,127	△ 165,127
平成 31 年 1 月 31 日残高	100,000	△ 762,849	△ 662,849	△ 662,849

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は総平均法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

②長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

税抜方法によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

179,324 千円

(2) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額に含めて表示しております。

(3) 関係会社に対する債権債務

 関係会社に対する短期金銭債務

895,399 千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 売上高

6,819 千円

 販売費及び一般管理費

10,700 千円

 営業取引以外の取引による取引高

 支払利息

2,514 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

 当事業年度の末日における発行済株式の数

 普通株式

2,000 株

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗防犯用機器、POS レジスター、大型スキャナーおよびカラー複合機については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	△331,424 円 95 銭
1 株当たり当期純損失	82,563 円 87 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はございません。

事業報告

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀による各種政策の効果もあり、企業収益や雇用情勢が改善し、景気は回復基調が続きました。一方、米国の保護主義的経済政策に端を発した貿易摩擦の影響や国内で相次ぐ自然災害等、わが国経済を下押しするリスクにより、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社が属する衣料品業界においては、デフレ脱却は体感に至らない状況ではあるものの、一方で低価格で手ごろなクオリティの商品には満足されない高感度富裕層も確実に増えつつあり、更なる二極化進行が伺える状況でございます。

当社はこだわりのある丁寧なモノ作りとサービスを追及した「BLAMINK」ブランドにおいて、上記高感度富裕層に直営展開を中心にアプローチしており、ブランドロイヤルティ向上と共に、ターゲット層への浸透が進んでおります。

以上の結果、当事業年度の経常損失は 161,776 千円、当期純損失は 165,127 千円となりました。

②設備投資についての状況

当事業年度における設備投資の総額は 12,778 千円であり、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に実施した設備投資

P's 南青山ビル 内装投資

BLAMINK 日本橋店 電話設備

重要な固定資産の除却

米田マンションアトリエ 建物及び構築物

③資金調達についての状況

当事業年度における資金調達はすべて運転資金を目的とした短期借入であります。

(2) 営業成績及び財産の状況

(単位：千円)

区分	2016 年 1 月期 第 1 期	2017 年 1 月期 第 2 期	2018 年 1 月期 第 3 期	2019 年 1 月期 第 4 期(当事業年度)
売上高 (千円)	350	51,102	208,285	419,613
経常損失 (千円)	49,349	183,522	214,397	161,776
当期純損失 (千円)	49,409	183,703	364,609	165,127
1 株当たり 当期純損失 (円)	24,704	91,851	182,304	82,563
総資産 (千円)	79,337	384,021	267,437	404,970
純資産 (千円)	50,590	-133,112	-497,722	-662,849
1 株当たり 純資産 (円)	25,295	-66,556	-248,861	-331,424

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ユナイテッドアローズで、同社は当社の株式を 2,000 株(出資比率 100%)保有いたしております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

① 発注精度向上

当社は欧州からの輸入原料が大半を占めているため発注から仕入れのリードタイムが長く同シーズン内での追加生産が困難であるため、初回の需要予測が売上・在庫視点で非常に重要になります。ディレクターの企画意図と共にお客様ニーズを反映した発注に取り組んでおります。

② 体制構築

事業規模に合わせて適正人員にて運営しておりますが、こだわった商品開発に対応する個々のスキルと組織力向上の為のマネジメント強化を推進いたします。

③ マーケット開発

高感度富裕層のマーケットを狙う当社としては、更なるターゲット層への認知拡大が課題となります。一過性のブームにしないためにも、しっかりとしたブランディングを構築して参ります。

(5) 主要な事業内容 (2019 年 1 月 31 日現在)

当社は紳士服・婦人服等の企画・販売を行っております。

(6) 主要な事業所及び店舗 (2019 年 1 月 31 日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区赤坂八丁目 1 番 19 号
Designs 本部オフィス	東京都港区南青山六丁目 8 番 18 号
BLAMINK TOKYO	東京都港区南青山六丁目 3 番 16 号
BLAMINK 日本橋三越店	東京都中央区日本橋室町一丁目 4 番 1 号

(7) 従業員の状況

事業年度末の従業員数は 16 名で、うち 9 名が親会社である株式会社ユナイテッドアローズ社からの出向者であります。(前事業年度末比 4 名増) 従業員数にはアルバイト従業員・業務委託者 9 名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2019 年 12 月 20 日現在)

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式数 および議決権比率	
株式会社ユナイテッドアローズ	0 百万円	2000 株	100 %

当社は、2019 年 10 月 25 日付で株式会社ユナイテッドアローズの完全子会社となるに際して、同社より借入債務の全額を免除されたため、借入金残高は 0 円となっています。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2019 年 12 月 20 日現在)

- ①発行可能株式総数 8,000 株
- ②発行済株式の総数 2,000 株
- ③株主数 1 名
- ④発行済株式の総数の 10 分の 1 以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	株数	議決権比率	株数	議決権比率
株式会社ユナイテッドアローズ	株 2,000	% 100	株 —	% —

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 株式会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹田 光広	(株)ユナイテッドアローズ 代表取締役 社長執行役員
代表取締役社長	田中 和安	商品部 部長 (株)ユナイテッドアローズ 執行役員 第一事業本部 副本部長
取締役	小泉 正己	(株)ユナイテッドアローズ 取締役 専務執行役員
監査役	佐島 裕子	(株)ユナイテッドアローズ 執行役員 (財務経理部 総務法務部 担当)

(2) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はございません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	(-) 名	(-) 千円
監査役	(-) 名	(-) 千円
合計	(-) 名	(-) 千円

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役3名、監査役1名であります。支給人員と相違しているのは、取締役3名、監査役1名が無報酬のためであります。

(4) 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はございません。

b. 当事業年度における主な活動状況

該当事項はございません。

c. 責任限定契約に関する事項

該当事項はございません。

5. 会計監査人に関する事項

該当事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制

該当事項はございません。

当社では、業務の適正を確保するために必要な体制の整備等について、特に定めておりませんが、親会社である(株)ユナイテッドアローズの「関係会社管理規程」に基づいて、必要な管理体制の整備を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

監 査 報 告 書

私監査役は、2018年2月1日から2019年1月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年3月28日

株式会社D e s i g n s
監査役 佐島 裕子